

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱

制定 令和6年6月14日

6生流第51187号

第1 目的

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（以下「本事業」という。）の補助金の交付に関しては、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官異名通知）、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施要領（令和4年12月9日付け4輸国第3880号農林水産省輸出・国際局長通知）、GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト実施規程（令和6年3月29日付け株式会社マイファーム制定）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業の事業実施主体は、香川県内に所在し、次のいずれかに該当する者とする。

うどん製造事業者

農林漁業者の組織する団体

2 本事業の事業実施主体は、次の（1）から（5）までのいずれにも該当してはならない。

（1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

（4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（5） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）並びにその役員等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容等

県産小麦「さぬきの夢」を使用したうどん（以下「さぬきの夢」うどんという。）の輸出拡大を図るため、マーケットインの発想に基づき、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る以下の取組（生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築）を支援する。

- (1) 地域内生産者との連携による輸出向けロットの確保等の取組
- (2) 海外でのニーズや規制に対応した商品の見直しなど輸出拡大に資する取組
- (3) コールドチェーンを確保した集荷方法・集荷体制の確立、輸送コスト軽減のための混載を前提とした集荷から船積みまでの流通システムの構築等、集荷・流通方法の転換の取組
- (4) 遊休農地等の活用による輸出向け生産のための規模拡大や、コスト低減等のための新品種・新技術導入等の取組

第4 補助対象経費及び補助率

1 知事は、採択された事業実施主体が実施する第3第1項に要する経費のうち、「別表1 補助対象経費」に記載された経費を事業実施主体に補助するものとする（消費税相当額を除く）。ただし、販路開拓の取組については、既に「さぬきの夢」を使用した輸出向けうどん商品を保有する事業実施主体のみが実施可能とし、海外で実施する取組については、輸出支援プラットフォーム等と連携して行う、真に安定的・継続的な販路の開拓に資する取組であって、かつ、販路開拓の効果が分析可能な取組に限り支援の対象とする。

2 本事業の補助率は定額とし、補助金額の上限は400万円とする。

3 第3第1項(2)において、新商品の開発や商品の改良等を実施するうどん製造事業者については、「さぬきの夢」小麦粉を用いた試作を行うことを必須とする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年2月20日までとする。

第6 採択基準等

採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体の経営が安定していること（直近年度の決算報告書を提出する）。
- (2) 事業実施能力があること（主たる責任者に管理能力があり、経験等を有した人的資源が十分にあるか等）。
- (3) 事業実施方法として成果目標を達成する実現可能性があること（現状の課題を正確に把握した上で、事業の目的、主旨と合致し、実施方法が具体的に計画されているか等）。
- (4) 実施方法が効率的であること（実施時期が具体的であり、実施期間を有効に活用するスケジュールであるか、経費配分の適格性等）。
- (5) 事業の効果が確認できること（具体的な目標が設定され、その目標が妥当であり、期待さ

れる成果が得られるか、また、事業の持続性、継続性はみられるか等)。

第7 事業の公募

- 1 本事業へ応募する事業実施主体は、別記様式第1号別添1により事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。
- 2 知事は、事業実施計画書を第6の採択基準により審査し、結果（採択又は不採択）を結果が出次第速やかに、応募者に対し通知するものとする。
- 3 採択された事業実施主体は、「さぬきの夢」輸出推進プロジェクトチーム（別紙）に参画するとともに、事業実施期間中に「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）」に係るチェックシートを実施するものとする。

第8 事業の成果目標等

1 成果目標

事業実施主体の目標年度は、本事業実施年度の1年後とし、成果目標は目標年度における

- (1) 「さぬきの夢」うどんの輸出額
- (2) 「さぬきの夢」うどんの輸出増加割合
- (3) 「さぬきの夢」うどんの輸出量
- (4) 輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等
- (5) 新たな販路の開拓

とする。なお、輸出用小麦栽培の品種転換に向けた取組のみを実施する事業実施主体にあっては、目標年度における新品種の作付面積を成果目標とする。

2 事業に参画する農林漁業者・事業者の所得向上効果の把握・検証

県は、本事業の実施により、本事業に参画した食品製造業者等に裨益する効果（所得向上等）を把握し、検証するものとする。また、事業実施主体は、県が行う効果の把握・検証に協力しなければならない。

第9 事業実施手続

1 補助金交付の申請

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記様式第2号により交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の申請書を提出するにあたって、消費税相当額を減額して申請しなければならない。
- (3) 知事は、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めた場合には速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金の交付決定の通知を行うものとする。
- (4) 事業実施主体は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に事業に着手す

るものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあって、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(5) (4) のただし書により交付決定前に事業に着手する場合においては、事業実施主体は、別記様式第3号により交付決定前着手届を作成し、交付決定前に事業に着手する理由を明記して知事に提出するとともに、別記様式第2号による交付申請書の備考欄に交付決定前着手届の提出年月日を記載するものとする。

(6) 事業実施主体が交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けてから15日以内に、その旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 契約等

(1) 事業実施主体が事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体が(1)の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第4号により指名停止等に関する申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 事業実施計画の重要な変更

事業実施主体が以下の(1)から(3)までに掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第5号により事業計画変更承認申請を知事に提出し、その承認を得るものとする。

(1) 事業の内容の追加又は削除

(2) 事業目的の変更

(3) 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

4 事業の中止又は廃止

事業実施主体が事業の中止又は廃止を行う場合には、別記様式第5号により事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、承認を得るものとする。

5 事業遅延の届出

事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合は、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

6 補助金の支払方法

補助金は精算払とする。

7 補助金遂行状況の報告

事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月10日までに知事に提出するものとする。

8 事業実績の報告

- (1) 事業実施主体が事業を完了したとき（廃止の承認があったときを含む。）は、その日から1ヶ月を経過した日又は令和7年2月20日までのいずれか早い日までに事業実施計画に準じて別記様式第7号により事業実績報告書を作成し、知事に提出するものとする。実績については、事業の成果目標に基づき記載するものとする。
- (2) 事業実施主体は、別記様式第7号による事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

9 補助金の額の確定等

- (1) 知事は、別記様式第7号による事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- (2) 額の確定通知を受理した事業実施主体は、別記様式第8号により請求書を知事に提出しなければならない。

10 成果の報告等

- (1) 事業実施主体は、事業の成果について、事業を実施した年度の翌年度及びその次の年度の2年間、毎年度、別記様式第9号により事業成果報告書を作成し、当該年度の翌年度の6月末までに知事に報告するものとする。
- (2) 当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ知事に報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

第10 額の再確定

- 1 事業実施主体は、第9第9項(1)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した事業実績報告書を第9第8項(1)に準じて提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第9第9項(1)に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第11 交付決定の取消等

- 1 知事は、事業実施主体より第9第4項による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項(3)による交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。
 - (1) 事業実施主体が、交付等要綱、実施要領又は実施規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした

場合

- (4) 事業実施主体が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、事業実施主体に既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、取消しをした場合において、第2項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項による補助金の返還及び第3項による加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 12 収益納付

- 1 事業実施主体が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第 10 号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の実施年度の翌年度の4月末日までに知事に報告するものとする。ただし、知事は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 知事は、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、県を通じて国庫へ納付を命じることができるものとする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、知事は、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第 13 補助金の経理

- 1 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

第 14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外付加価値税の還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、県を経由して手数料等を除いた還付額に係る補助金相当

額を国庫に納付するものとする。また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、県を経由して手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

第 15 報告又は指導

知事は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第 16 守秘義務

事業実施主体及び参画事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

附 則

この実施規程は、令和6年6月14日から施行する。

別表 1 補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場賃料	・ 事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）	・ 事業実施主体（参画事業者を含む）又はその構成員が会議室を所有している場合は、支援対象者の会議室を優先的に使用すること。
	通信運搬費	・ 事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・ 切手は物品受払簿で管理すること。 ・ 電話等の通信費については、基本料金を除く。
	印刷製本費	・ 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷製本に要する経費	
	資料購入費	・ 事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入に要する経費	・ 新聞、定期刊行物等、広く一般に購読されているものは除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・ 試作に必要な「さぬきの夢2023」小麦粉購入経費 ・ USB メモリ等の低廉な記録媒体 ・ 実証試験等に用いる低廉な器具等	・ 消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	・ 国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、商品の改良費、プロモーション費、研修費、商品代、出展料、保険料、食材等	・ 海外でプロモーション等の取組みを行う場合は、輸出支援プラットフォーム等と連携して実施すること。

		購入費、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費を含む。）、 広報費（システム開発費、広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等	
	研修等参加費	・事業を実施するために直接必要な研修等の参加に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。ただし、実支出額の算出に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。
	輸送・保管費	・国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家や海外から訪れる検査官、海外バイヤー等に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要なプロジェクト参加者等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	

役務費		・事業を実施するために直接必要かつそれだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙に係る経費	
転換等助成費		・生産者が海外ニーズに即した品目・品種や栽培法を導入するために新たに必要となる種子及び生産資材等の経費（本事業による生産の転換が実施された後、未収益となる期間に要する経費の一部も支援）	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や事業を実施するために直接必要な経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、農林水産物・食品を除く。）

<補助対象外となる経費の例>

本事業により実施した調査結果をまとめた冊子を有償で販売した場合の調査費等

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持
- ・輸出支援プラットフォームや JETRO 海外事務所と連携していない新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費

事業実施計画書

I. 事業実施主体の概要

事業名	香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト		
事業実施主体名及び連絡先	団体名：		
	団体代表者 氏名：		
	(以下、事業担当者の氏名等)		
	氏名（ふりがな）：		
	所属（部署名等）：		
	役職：		
	所在地：		
	電話番号		F A X
E-mail：			
URL：			
個人情報 の取 扱い	同意します	<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、輸出促進法の第13条に則り、事業者名、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等に関わらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。 ※同意いただけなかった場合でも、事業の採択等に影響はございません。 ※輸出促進法 第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫その他の関係者は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。
	同意しません	<input type="checkbox"/>	
事業実施主体の概要			
(1) 事業実施主体の名称			
(2) 主たる事務所の所在地			
(3) 代表者の役職名及び氏名			
(4) 設立目的			
(5) 設立年月日及び事業年度			
(6) 主たる業務の内容			
※団体ホームページのURLを記載してください。 ※上記ホームページに、以下の情報が記載されている場合は☑をお願いします。			
<input type="checkbox"/> 業務（事業）内容 <input type="checkbox"/> 財務状況			

1. 事業概要 ※小麦生産現場での新品種導入に係る取組を実施する場合は、【事業の背景及びこれまでの取組】及び【事業計画概要】のみを記載する。

【本事業で取り扱う輸出品目（これから商品開発や輸出を目指すものを含む）】

※輸出を目指す「さぬきの夢」うどんの品目を、以下から全て記載してください。
乾麺、半生麺、生麺、冷凍麺、RTE冷凍麺、ロングライフ麺、その他（ ）

【輸出対象国名】

品目〇〇：〇〇国

※上で選択した品目別にターゲットとする輸出対象国名を記載してください。

【輸出実績の有無】

※うどんの輸出実績（「さぬきの夢」うどんに限らない）について記載してください。

うどんの品目	令和4年度実績（kg）	令和4年度実績（円）	主な輸出先国と商流
（例）乾麺			

【事業の背景及びこれまでの取組】

※これまでの取組及び事業実施の背景について記載してください。

【事業計画概要】

生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

ア 生産体系の転換

実施地域：品目〇〇 〇〇市、〇〇町・・・

※取組の概要を簡潔に記載してください。

イ 流通体系の転換

実施地域：品目〇〇 〇〇市、〇〇町・・・

※取組の概要を簡潔に記載してください。

2. 実施方法

生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築

ア 生産体系の転換

イ 流通体系の転換

※実施期間、方法、手順、スケジュールなど具体的に記載してください。

（記載例）

- ・イベント、試験販売等の日時、会場、参加予定人数・属性、ターゲットについて、イベントのプログラム等の具体的な実施内容。
- ・展示会・商談会の概要、日時、会場、参加予定人数・属性、商談件数等具体的な内容

- ・ 輸出用パッケージの作成（言語、ターゲット等を含む具体的な内容）
- ・ 海外ECサイトの出店（サイトの概要等と具体的な内容）
- ・ Webサイト作成・SNS発信（発信言語、ターゲット、アクセス目標等を含む）

3. 実施スケジュール

（主な内容が分かるよう事業内容毎、月別スケジュールにて記載してください。）

（記入例）※期間は原則として令和6年7月から令和7年2月20日までとなります。

	○年 ○月	・・・	○年 ○月	・・・	○年 ○月
1 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築 ア 生産体系の転換			←→ ○○を実施		←→ ○○を実施
イ 流通体系の転換			←→ ○○を実施		

4. 事業の成果目標（達成すべき成果）、波及効果

※小麦生産現場での新品種導入に係る取組については、新品種の作付面積の目標を記載することとし、別記様式第1号別添3の提出は不要。

（1）成果目標

事業実施主体の目標年度は、本事業実施年度の1年後とし、成果目標は目標年度における「さぬきの夢」うどんの

- 1) 輸出額
- 2) 輸出増加割合
- 3) 輸出货量
- 4) 輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等
- 5) 新たな販路の開拓

※事業実施後、1年後における目標とする。

併せて、今後の目標も記載すること。

- ・ 現状の実績と将来の目標が明確に比較できるようにするとともに、目標の達成方法、持続性について等具体的な内容をご記載ください。
- ・ 波及効果について、具体的にご記載ください。
- ・ 輸出額・輸出増加割合・輸出货量は、別記様式第1号別添3（Excel）へご記載ください。
- ・ その他の成果目標については、この欄に現状値と目標値等を記載してください。

（記載例）

- 4) 輸出先国の規制・ニーズに適合した新商品の開発、商品の改良等

現状値：0件、 目標値（令和8年3月時点）： 件

- 5) 新たな販路の開拓

現状値：0件、 目標値（令和8年3月時点）： 件

5. 事業成果・効果の検証方法

・設定した成果目標を受けて、その進捗及び達成度合いを確認及び検証するための方法を具体的にご記載ください。

※なお、交付等要綱第8第2項にて本事業に参画した食品製造業者等に裨益する効果（所得向上等）を把握し、検証することとしております。

県による検証の際には、以下の情報のご提供をお願いいたします。

<所得向上効果の把握・検証のために提供いただく情報>

- ①決算書上の利益
- ②役員報酬、従業員給与の推移
- ③仕入単価、販売単価等の推移

II 事業別内訳

事業内容	総事業費 税込み (A+B+C)	補助金 税別 (A)	事業者負担		備考
			税別 (B)	事業費総額 に対する税 (C)	
1. 生産・流通体系の転換 を通じた大規模輸出産 地のモデル構築	円	円	円	円	<u>別添2 に記載して ください。</u>
ア 生産体系の転換	円	円	円	円	
イ 流通体系の転換	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

注1：備考欄には、別添2（Excel）のフォーマットを使用し、積算根拠等を記載してください。

2：補助金は税別となります。

（単位：円）

費目	細目	販路開拓に要する経費は○を記載（輸出用さぬきの夢うどん商品を保有する場合のみ可）	経費の内容	単価 (税別)	数	小計(A) (税別)	税(B)	合計(A+B) (税込)
事業費	会場借料							
	通信運搬費							
	印刷製本費							
	資料購入費							
	消耗品費		試作用「さぬきの夢」小麦粉購入費(25kg)	7,000				
	情報発信費							
	研修等参加費							
	輸送・保管費							
旅費	委員旅費							
	調査等旅費							
役務費	-							
	-							
雑役務費	手数料							
	租税公課							
転換等助成費	-							
	-							
合計				-	-	0	0	0

※必要に応じて行を増やし記載してください。
 ※航空券や海外における費用に関しては、免税や税率が10%でない場合がありますのでご注意ください。
 ※事業が採択された際には、相見積もり又は随意契約の場合は理由書の提出が必要です。

別記様式第1号（交付等要綱 第7、第8、第9第10項関係） 別添3 事業の成果目標及び実績（「さぬきの夢」うどんの輸出額、輸出货量、増加割合）

輸出される国・地域及び、品目・品名毎に実績及び目標の金額と量を記載してください。

量は、財務省貿易統計のHSコードに準ずる単位を使用してください。（例：MT、KG、KL、L等 ※ケースや箱は不可）

例	品目	品名	対象国・地域名	輸出額							増加割合 (対令和4年度輸出額)							輸出货量							量の単位	増加割合 (輸出货量)						
				【実績】 令和4年度 (円)	【実績】 (見込) 令和5年度 (円)	【実績】 令和5年度 (円)	【目標】 令和6年度 (円)	【実績】 令和6年度 (円)	【目標】 令和7年度 (円)	【実績】 令和7年度 (円)	【実績】 令和4年度	【実績】 (見込) 令和5年度 (%)	【目標】 令和6年度 (%)	【実績】 令和6年度 (%)	【目標】 令和7年度 (%)	【実績】 令和7年度 (%)	【実績】 令和4年度 (量)	【実績】 (見込) 令和5年度 (量)	【目標】 令和6年度 (量)	【実績】 令和6年度 (量)	【目標】 令和7年度 (量)	【実績】 令和7年度 (量)	【実績】 令和4年度	【実績】 (見込) 令和5年度 (%)		【実績】 令和5年度 (%)	【目標】 令和6年度 (%)	【実績】 令和6年度 (%)	【目標】 令和7年度 (%)	【実績】 令和7年度 (%)		
1	乾麺	〇〇うどん	台湾	1,200,000	1,500,000		2,000,000		3,000,000			25.0	(100.0)	66.7	(100.0)	150.0	(100.0)	1,200	1,500		2,000		3,000		KG	25.0	(100.0)	66.7	(100.0)	150.0	(100.0)	
2												#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!							KG	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
3												#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!							KG	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
4												#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!							KG	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
5												#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!							KG	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
		合計		1,200,000	1,500,000	0	2,000,000	0	3,000,000	0		25.0	-100	66.7	-100	150.0	-100	1,200	1,500	0	2,000	0	3,000	0	KG	25	-100	67	-100	150	-100	

※全ての対象品目、国毎の目標を記載する必要がありますので、必要に応じて行を増やしてください。

※増加割合 = (増加後の数値 - 増加前の数値) / 増加前の数値 × 100

※令和4年度の輸出額実績が無い場合、増加割合欄に「-」を記載してください。

別記様式第2号（交付等要綱 第9第1項（1）、（4）関係）

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付申請書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
氏名

令和○年度において、下記のとおり事業を実施したいので香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱第9第1項（1）の規定に基づき、補助金○○○○円の交付を申請する。

区 分	補 助 金	備 考
香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	円	
1 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産のモデル構築	円	
計	円	

記

I 事業の目的

「事業実施計画のとおり」

II 事業の内容及び計画

「事業実施計画書のとおり」

Ⅲ 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
香川県GFP大規模 輸出産地生産基盤強 化プロジェクト	円	円	円	
1 生産・流通体系 の転換を通じた大規 模輸出産地のモデル 構築				

(注) 補助事業に要する経費は、消費税相当額を除く金額を記入すること。

Ⅳ 補助事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

Ⅴ 添付書類

- 1 事業実施計画書
- 2 事業実施主体の県税に係る納税証明書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体名
氏名

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付決定前着手届

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱第9第1項（4）の規定に基づき、事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することを届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、意義がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト				

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

事業実施主体 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」には、指名停止の措置のほか、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令を含む。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第5号（交付等要綱 第9第3項、第4項 関係）

香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業計画変更承認申請書

番 号

年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体

氏名

令和○年○月○日付け○○第○○○号により補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の通り変更したいので、香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱第9第3項（第9第4項）の規定に基づき申請する。

記

（注1）記の記載要領は、別記様式第1号別添1の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業概要」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

（注2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体
氏名

令和 年 月 日付け第○○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱第9第7項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		令和 年 月 日までに完了したもの		令和 年 月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	円	円	%	円		

(注) 「事業費」の欄には事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業実績報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体
氏名

令和 年 月 日付け第○○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱第9第8項（1）の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として○○○円の交付を請求する。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び実績

別添1、別添2及び別添3のとおり。

※数値については、報告時に把握可能な数値を記載すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	事業者負担 (B)	
香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 1 生産・流通体系の転換を通じた大規模輸出産地のモデル構築				

(注) 補助事業に要した経費は、消費税仕入控除税額を減額した額を記入すること。

IV 事業の完了年月日 令和○○年○○月○○日

V 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注)「区分」の欄には、別記様式第2号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

VI 添付書類

- この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 添付書類については、実施報告書別添、所定の経費明細書、領収書添付台紙に請求書、振込証明書等を貼ったもの、及びその他必要書類を提出すること。このほか、交付申請書又は変更など承認申請書に添付した者から変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 実施報告書の提出に際し、請求書により額の確定を行った経費については、1ヶ月を目途に事業実施主体に支払われる。

<p><u>1 活動内容</u></p> <p>（当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進、増加に向行けた取り組みについて記載してください。写真などを添付し、具体的な内容が分かるように記載してください。）</p>
<p><u>2 実施体制</u></p> <p>（事業実施体制を図示してください。連携等を行った場合はその名称、概要及び事業処理体系についても記載してください。）</p>
<p><u>3 実施スケジュール</u></p> <p>（実施した内容毎に記載してください。）</p>
<p><u>4 事業の成果目標と成果</u></p> <p>（事業前と事業後の成果を具体的に記載いただくとともに、数値に関しては、別添2に記載してください。事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載してください。）</p>
<p><u>5 評価及び要因分析</u></p> <p>（成果目標の達成状況を評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析してください。）</p>
<p><u>6 事業終了の活動方針</u></p> <p>（評価と要因分析を踏まえた翌年度以降の活動方針について、具体的に記載してください。）</p>
<p><u>7 今後の目標</u></p>

4 事業の成果目標と成果（輸出額、輸出量、増加割合）

現状の実績などを以下に記載してください。
 量に関しては、財務省貿易統計のHSコードに準ずる単位を使用してください(例:MT、KG、KL、L等 ※ケースや箱は不可)
 ※【目標】の欄には、申請時に設定した目標を記載してください。

品目	品名	対象国・地域名	輸出額							増加割合 (対令和4年度輸出額)							量の単位 MT KG KL L 等	増加割合 (輸出量)												
			【実績】 令和4年 度 (円)	【実績】 (見込) 令和5年 度 (円)	【実績】 令和5年 度 (円)	【目標】 令和6年 度 (円)	【実績】 令和6年 度 (円)	【目標】 令和7年 度 (円)	【実績】 令和7年 度 (円)	【実績】 令和4年 度 (%)	【実績】 (見込) 令和5年 度 (%)	【実績】 令和5年 度 (%)	【目標】 令和6年 度 (%)	【実績】 令和6年 度 (%)	【目標】 令和7年 度 (%)	【実績】 令和7年 度 (%)		【実績】 令和4年 度 (量)	【実績】 (見込) 令和5年 度 (量)	【実績】 令和5年 度 (量)	【目標】 令和6年 度 (量)	【実績】 令和6年 度 (量)	【目標】 令和7年 度 (量)	【実績】 令和7年 度 (量)						
例 1	乾麺	〇〇うどん	△△国	1,000,000	1,500,000	1,600,000	2,000,000	2,100,000	2,500,000	2,700,000	50.0	60.0	100.0	110.0	150.0	170.0	10,000	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000	KG	50.0	60.0	100.0	110.0	150.0	160.0
2	冷凍麺	◇◇うどん	××国	0	1,500,000	1,600,000	2,000,000	2,100,000	2,500,000	2,700,000	-	-	-	-	-	-	0	15,000	16,000	20,000	21,000	25,000	26,000		-	-	-	-	-	
3																														
4																														
合計				1,000,000	3,000,000	3,200,000	4,000,000	4,200,000	5,000,000	5,400,000							10,000	30,000	32,000	40,000	42,000	50,000	52,000							

※全ての対象品目、国ごとの目標を記載する必要がありますので、必要に応じて行を増やして記載してください。

※増加割合 = (増加後の数値 - 増加前の数値) / 増加前の数値 × 100

※令和4年度の輸出実績が無い場合、増加割合欄に「-」を記載してください。

(単位：円)

費目	細目	取寄開拓に要する経費は○を記載（輸出用さぬきの夢うぶな商品を保有する場合のみ可）	経費の内容	単価 (税別)	数	小計 (A) (税別)	税 (B)	合計 (A+B) (税込)
事業費	会場借料							
	通信運搬費							
	印刷製本費							
	資料購入費							
	消耗品費		試作用「さぬきの夢」小麦粉購入費 (25kg)					
	情報発信費							
	研修等参加費							
	輸送・保管費							
旅費	委員旅費							
	調査等旅費							
役務費	-							
	-							
雑役務費	手数料							
	租税公課							
転換等助成費	-							
	-							
合計				-	-	0	0	0

※必要に応じて行を増やし記載してください。
 ※航空券や海外における費用に関しては、免税や税率が10%でない場合がありますのでご注意ください。
 ※見積書、請求書、支払記録等を添付してください。

請 求 書

（アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。）

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、〇〇年度香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトとして、上記の金額を精算払によって交付されたく、香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付要綱第9第9項の規定に基づき請求する。

年 月 日

香川県知事 〇〇 〇〇 殿

住所
事業実施主体
代表者 職・氏名

支払の方法	口座振替払	銀行 (支)店									
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号						
		(フリガナ) 口座名義									

責任者所属・役職・氏名 _____

担当者所属・役職・氏名 _____

連絡先電話番号 _____

- 1 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載すること。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付すこと。
- 2 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付すること。
- 3 請求者の押印（個人印又は法人・団体代表者印）がある場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先の記載は不要。
- 4 責任者は、役職に関わらず、請求書に係る事務を担当する部門の長を記載すること。
- 5 担当者は、請求書に係る事務を担当する部門の者を記載すること。

別記様式第9号（交付等要綱 第9第10項 関係）

香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト事業成果報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体
氏名

令和 年 月 日付け第○○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業について、香川県GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要綱第9第10項の規定に基づき、別添1及び別添2のとおり報告する。

（注）関係書類として、別添1及び別添2を添付すること。

1 活動内容

（当該事業により取り組んだ活動内容を記載するとともに、翌年度以降、事業効果の発現及び輸出促進に向けた取り組みについて記載してください。写真などを添付し、具体的な内容が分かるように記載してください。）

2 事業の成果目標と成果

（事業前と事業後の成果を具体的に記載してください。事業成果の発現を複数年にわたり設定している場合は、進捗状況等を記載してください。輸出額、輸出量、輸出増加割合については、別添2に記載してください。）

3 評価及び要因分析

（成果目標の達成状況を評価し、目標を達成していない場合は、その要因と課題を詳細に分析してください。）

4 次年度以降の活動方針

（評価と要因分析を踏まえた翌年度以降の活動方針について、具体的に記載してください。）

5 特記事項

6 添付資料

別記様式第 10 号（交付等要綱 第 12 第 1 項 関係）

香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金に係る収益状況報告書

番 号
年 月 日

香川県知事 ○○ ○○ 殿

事業実施主体
氏名

令和 年 月 日付け第○○○○号により補助金の交付決定の通知があった事業に関する令和
○年度の収益の状況について、香川県G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト交付等要
綱第 12 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 事業の内容	円
2 補助事業の実施により得られた収益の累計学	円
3 上に要する費用の総額	円
4 補助金の確定額	円
5 前年度までの収益納付額	円
6 本年度収益納付額	円

(積算根拠)

(注) 収益計算書などを添付すること。

「さぬきの夢」推進協議会プロジェクトチーム設置要領

(設置)

第1 「さぬきの夢」推進協議会規約（以下、「規約」という。）第8条に定めるプロジェクトについて、専門的な協議検討を行うため、プロジェクトチームを置き、プロジェクトチームの運営に必要な事項を定める。

(構成)

第2 規約第8条のプロジェクトについてのプロジェクトチームは、別表に掲げる機関、団体等をもって構成する。

2 構成員は、プロジェクトチーム会議に参加する。

(検討事項)

第3 前項の各プロジェクトチームの検討事項は次のとおりとする。

- (1) 香川県産小麦の品質向上プロジェクトに関する事項
- (2) 「さぬきの夢」輸出推進プロジェクトに関する事項

(その他)

第4 その他プロジェクトチームの運営等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月16日から施行する。

別表

(1) 香川県産小麦の品質向上プロジェクトチーム

NO	機関・団体等	備考
1	香川県農政水産部	県
2	香川県農業協同組合	J A系統
3	香川県製粉製麺協同組合	事業者団体

(2) 「さぬきの夢」輸出推進プロジェクトチーム

NO	機関・団体等	備考
1	香川県農政水産部	県
2	香川県農業協同組合	J A系統
3	香川県製粉製麺協同組合	事業者団体
4	本場さぬきうどん協同組合	事業者団体
5	独立行政法人日本貿易振興機構 ジェトロ香川	輸出コーディネート
6	日本政策金融公庫 高松支店	輸出コーディネート
7	株式会社エイチ・アイ・エス	輸出商社
8	特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構	輸出コーディネート
9～	「さぬきの夢」うどん製造事業者（公募により決定）	輸出事業者